附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の日前に改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第四十一条第四項の規定により行われた申請については、この告示による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第四十一条第四項及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　この告示の施行の日前に改正前の放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）第二十五条第四項の規定により行われた申請については、この告示による改正後の放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第二十五条第四項及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　この告示の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

○北陸地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字間脇字深田一五〇六番三から同市大字間脇字深田一五六八番三まで	前	一〇・八〇～一一・九〇メートル	〇・〇三八キロメートル
	後	一一・三〇～一二・五〇メートル	〇・〇三八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
金沢市尾張町一丁目二一番一から同市尾張町一丁目三四百五十九号、二百四十九号及び三百四号	番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十日

○近畿地方整備局告示第二百十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年十二月十日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号　近畿地方整備局長　11

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社近畿確認検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	野村　泰三
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十六年十一月十四日

○中国地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
柳井市遠崎字沖ノ前三一四番四から同市柳井字稲積一二番二六まで	前	一二・〇〇～二八・〇〇メートル	〇・一六六キロメートル
	後	一五・〇〇～三九・〇〇メートル	〇・一六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
柳井市大字稲積字三本松七八百八十八号	柳井市柳井字稲積一二番二六から同市柳井字三本松七八四八番八八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十日

○九州地方整備局告示第二百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

九州地方整備局長　金尾　健司

第1　起業者の名称　福岡県、田川地区水道企業団及び京築地区水道企業団

第2　事業の種類　二級河川祓川水系伊良原ダム建設工事

第3　起業地

1　収用の部分　福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原字高座、字路木、字向川原、字高座川原、字龍山、字東向川原、字小畑河原、字高尾、字廣瀬、字下山田、字山田、字山ノ神、字高尾谷、字廣瀬川原、字上ノ山、字南原、字高岳、字白岩、字広田河原、字生家ノ鼻、字トドロ、字上トドロ、字明賀ノ谷、字向山、字二田峠、字尾畑、字三本松、字大新地、字大平、字竹ノ畑、字下川原、字宮久保、字赤岩、字山下、字山ノ下、字中ノ切、字中川原、